

特別養護老人ホームサン・サン赤坂等中規模改修工事に伴う ショートステイの利用における一部制限について

特別養護老人ホームサン・サン赤坂等中規模改修工事（以下「改修工事」といいます。）に伴い、特別養護老人ホームサン・サン赤坂の諸室の利用が一部制限されることから、工事の一部期間について、以下のとおり運営し、利用者への影響を最小限に抑えます。

1 施設概要

名称：港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂
所在地：港区赤坂六丁目6番14号
定員：入所80名 ショートステイ20名
開設年月日：平成15年5月1日
運営事業者（指定管理者）：社会福祉法人東京聖労院

2 ショートステイの定員数及び利用を制限する期間

改修工事の一部期間においてショートステイの定員数を次のとおりとします。

(1) 定員数 16名（通常時20名）

(2) 利用を制限する期間

令和5年11月～令和6年2月まで（1階及び2階の工事期）

令和6年11月～令和7年2月まで（3階の工事期）

3 工事概要

改修工事は、港区公共施設マネジメント計画に基づく中規模改修工事として、令和5年度から令和7年度までの間、実施するものです。主な内容として、外壁等改修工事、機械設備改修工事及び電気設備改修工事を実施します。

着工は、10月を別途とし、準備工事を経て11月から本工事を進めていきますが、ショートステイとして活用している2部屋（2人部屋のため対象は4床）を、各居室工事を行う際の、入居者の代替入居先として使用する必要があることから、現在20人の定員で運用しているショートステイを16人で運用するものです。

4 区内の特別養護老人ホームのショートステイの状況

現在、サン・サン赤坂のショートステイは、定員20人で運用しています。令和5年7月の実績では1日当たりの利用者数は17.2人となっており、通常であれば平均で1日2.8人の余剰が生じている状況です。

今回4床の利用制限が生じるに当たり、申し込み日時が重なった場合には、他の特別養護老人ホームのショートステイへの振り替えをお願いするなど、利用者等へ丁寧に説明していきます。

5 利用者等への周知

ショートステイの利用制限については、サン・サン赤坂のショートステイ利用者等へのお手紙や区内の居宅介護支援事業所への通知、港区ホームページへの掲載などを通じて、分かりやすく周知していきます。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月1日	11月分のショートステイ予約開始
	10月	令和5年度分準備工事開始
	11月1日	ショートステイの利用における一部制限を開始
令和6年	2月末日	令和5年度分工事終了
	3月1日	ショートステイの利用における一部制限を解除
	10月	令和6年度分準備工事開始
	11月1日	ショートステイの利用における一部制限を開始
令和7年	2月末日	令和6年度分工事終了
	3月1日	ショートステイの利用における一部制限を解除
	11月1日	令和7年度分工事開始
令和8年	2月末日	竣工